

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本姿勢に立ち、本校の児童が、楽しく充実した学校生活を送ることができるいじめのない学校づくりのため、「青原小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、下記のとおりである。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気づくりに努める。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童同士、児童と教職員、教職員同士の温かい人間関係づくりに努める。
- いじめの早期発見、適切な指導、早期解決に努める。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携に努める。

1 「いじめ」の定義

いじめとは、「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義に基づき、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを重く受け止め児童を守る立場から事実関係を確認し、「いじめ」にあたる行為を受けたかどうかの判断をし、対応を図る。

2 いじめの未然防止について

○児童について

- ・児童一人一人が大切にされ、お互いを認め合い、学級の一員として自覚できるような学級集団づくりを行う。
- ・わかる授業づくりに努め、基礎基本の定着を図るとともに、児童が学習に対する達成感を味わえるようにする。
- ・規範意識を育て、一人一人がかけがえのない存在であることや、命の大切さを教育活動全体で指導する。
- ・「いじめは絶対に許されない」という認識をもつことができるよう、様々な活動のなかで指導する。
- ・インターネット等間接的にも「いじめ」は発生することを知らせ指導する。

○教職員について

- ・児童一人一人が、所属感や有用感を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さ等を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を様々な活動を通して示していく。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を磨く。
- ・保護者からの相談を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対応の仕方等研修を深めるとともに、自己の人権感覚を磨き自己を振り返ることができるようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や全職員で共有に努める。
- ・特に配慮が必要な児童については、児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者と連携し組織的な指導を行う。
- ・「いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない」ことを理解する。
- ・児童がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努める。

○学校全体について

- ・全教育活動を通じて、「いじめは絶対許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図る。
- ・いつでも相談できる体制を構築する。
- ・いじめに関するアンケートを行い、児童の様子や変化を教職員で共有する。
- ・学校評価において、年度ごとの取り組みについて評価を行い、次年度の取組の改善に活かす。

○保護者・地域に対して

- ・いじめ防止に関する保護者の責務等について理解を求め、児童が発する変化やサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題解決には、家庭・地域との連携が必要であることを伝え、理解と協力を求める。
- ・PTAや地域と連携を図り、児童生徒の健全育成、いじめ防止について共通認識を持つ。
- ・人権問題に関する多様な学習の場を設定し、人権に関する理解や認識を深めるようにする。

3 いじめの早期発見について

○いじめの積極的な認知と情報の共有

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、情報収集に努めると共に気づいたことを共有する。
- ・様子に変化が感じられる児童に対して教師は言葉かけを行い、状況把握に努めると共に安心感をもたせる。

○相談体制づくり

- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活で困っていること等の把握に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が相談しやすいよう、また、いつでも誰にでも相談できるよう、相談することの大切さを知らせておく。

4 いじめへの対処について

○初期対応

- ・学校で気づいたり保護者からの相談により把握したりしたいじめについて、組織的な体制のもと、速やかに事実確認を行う。
- ・いじめられている児童に対しては、安全を保障する対応を取り、心の安定を図る。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは決して許さない」という姿勢で臨み、いじめをやめさせる。いじめがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。また、いじめてしまう気持ちを聞き、児童の心の安定を図る。
- ・いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめは絶対に許されない行為であるという自覚を持たせる。
- ・認知したいじめが犯罪行為として取り扱われるべき時は、児童の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

○保護者への対応

- ・いじめられている児童の保護者に対して、速やかに家庭訪問等で家庭連絡し、事実関係を正確に伝え今後の対応について情報共有を行うとともに、心のケア等の対応にも留意する。
- ・いじめを行った児童の保護者に対して、速やかに家庭訪問等で家庭連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求め、学校での指導や家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝える。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、「やめさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つ」よう指導する。
- ・同調していた児童には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

○関係諸機関との連携

- ・いじめの事案によっては、警察署や児童相談所等の関係機関との連携を図る。
- ・児童の心のケアのために、必要に応じてSCやSSW等の専門家の協力を得る。

○いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている状態である。これらの要件が満たされている場合でも必要に応じて他の事情も勘案して判断する。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とする）継続していること。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
 - ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

5 いじめ問題に取り組む校内体制について

○校内組織

◆いじめ防止対策委員会（生徒指導職員会）

月1回全教職員でいじめ防止等の取組に関することや、気になる児童についての情報交換、共

通した指導方法について話し合いを持つ。

◆いじめ問題対策委員会

本委員会の構成は、下記のとおりである。

校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係職員等
いじめがあった場合、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。いじめに関する情報については、児童の個人情報に配慮しながら、教職員で共有する。

○家庭や地域、関係機関と連携した組織

◆日原の子どもを育てる会

- ・日原地区の児童の学校での様子、地域での様子を少年補導員と学校が情報を共有し、日原の子どもたちの健全育成のために連携・協力する。年2回開催する。
- ・本会の構成は、下記のとおりである。
日原地区少年補導員、主任児童委員、各校PTA会長、日原地区各小中学校管理職及び生徒指導担当者

6 重大事態への対応について

重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ・児童が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき。

⇒重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

○重大事態が発生した場合は、町教育委員会と協議し、調査主体を定め、第三者を含めた組織を活用して調査する。

○重大事態の調査を学校が主体となっていく場合、学校の設置者と連携して「拡大いじめ問題対策委員会」を組織し、対応にあたる。必要に応じて関係諸機関や団体に協力を要請する。

◆「拡大いじめ問題対策委員会」

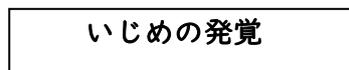
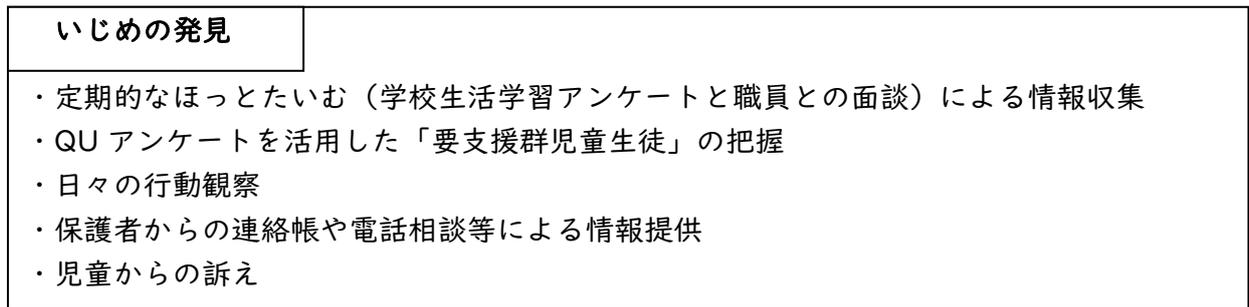
・本委員会の構成は下記のとおりである。

校長、教頭、生徒指導主任、関係職員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、SSW、PTA役員、青原駐在所、町教育委員会

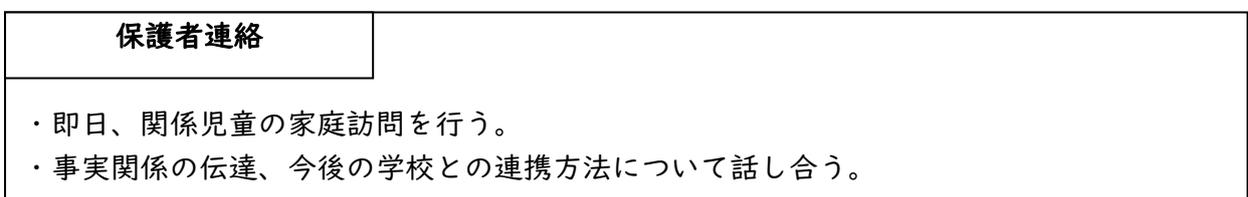
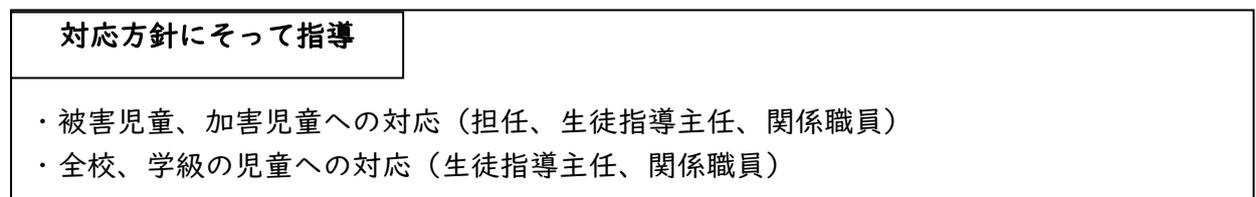
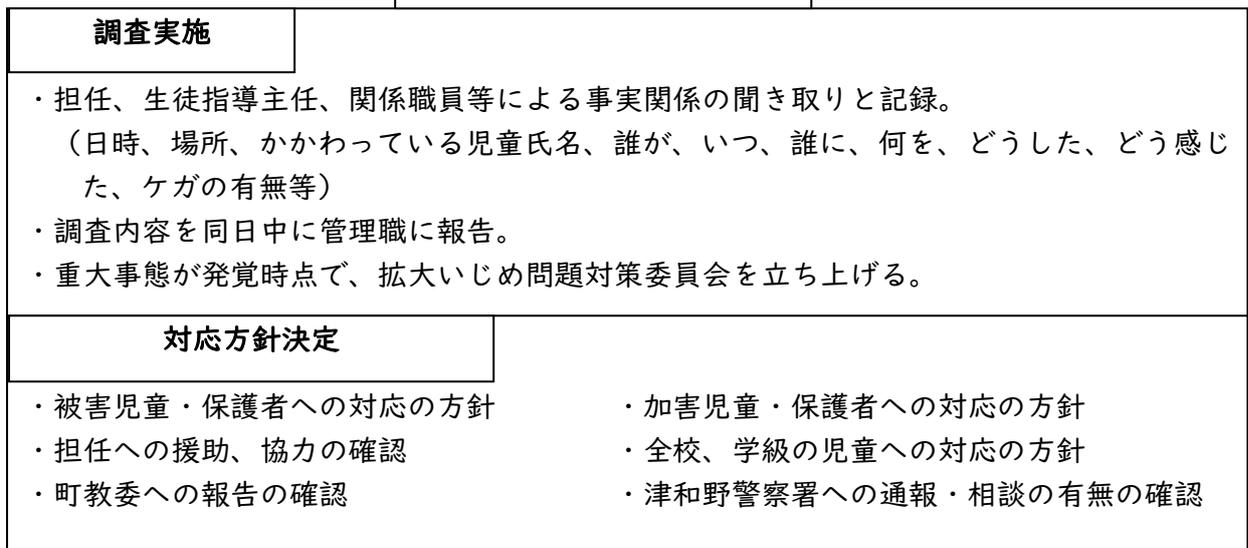
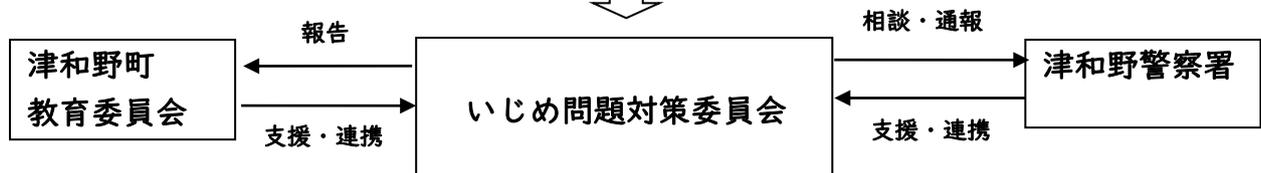
状況によっては、主任児童委員、少年補導委員、児童相談所等が加わる場合がある。

○調査結果は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、当該調査に係る必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ事案発生時の動き



管理職報告



管理職報告・記録



事後対応

- ・職員会で、いじめの概要、対応方針、実際の対応等を全職員で共通理解をする。
- ・関係児童に対して、その後の様子の確認や心のケアを行う
- ・当該児童の学級への指導や支援、全校への指導や支援について職員の役割を確認する。
- ・保護者に対して連絡を密にとる。
- ・必要に応じて、引き続き関係機関と連携を図る。
- ・町教委への報告

経過観察

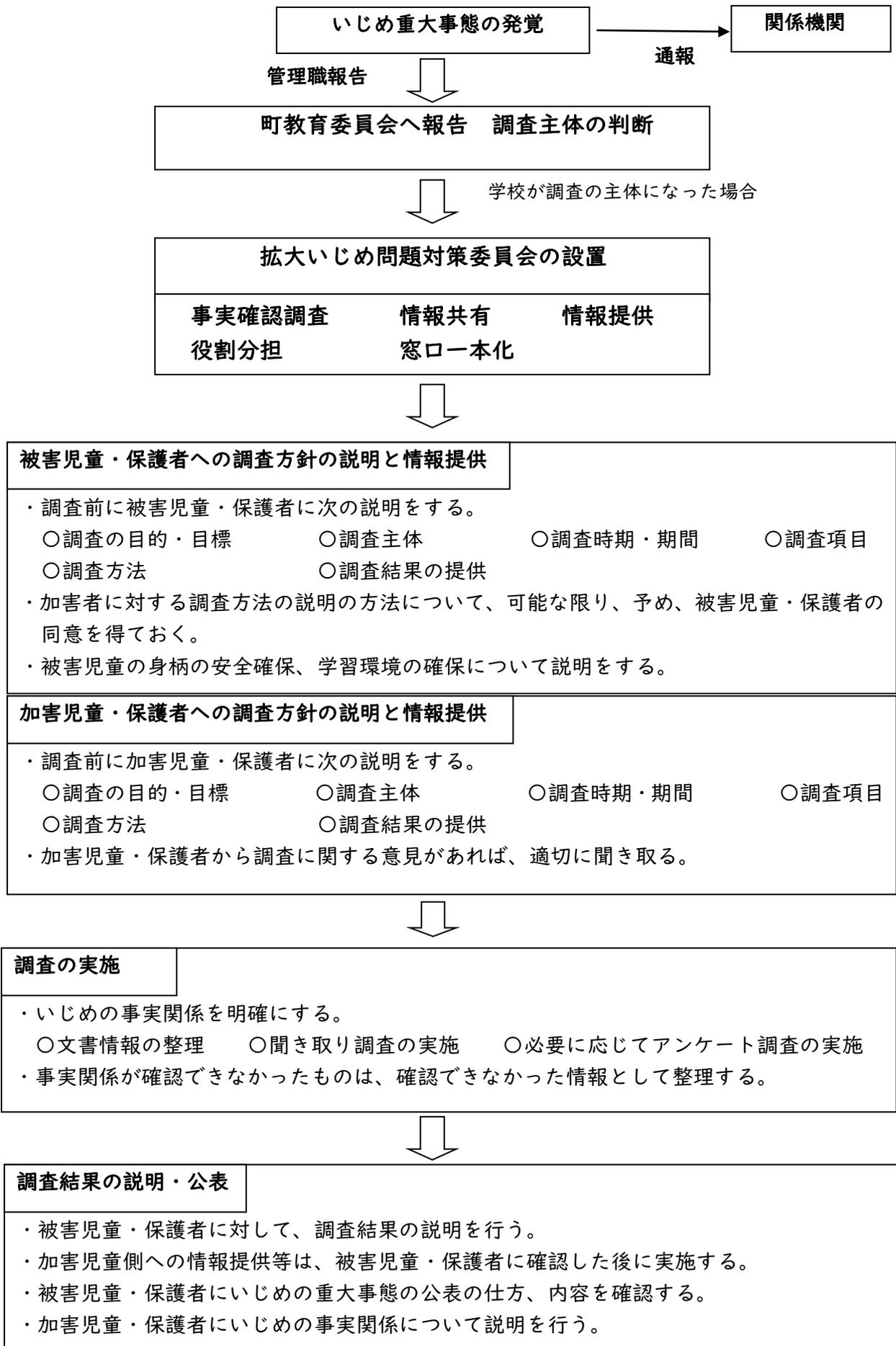
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうか。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうか。の2点について行う。
- ・3か月間、状況を注視し、期間が経過した段階でいじめが解消されているか否かの判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。



いじめ防止対策委員会（生徒指導職員会）

- ・その後の当該児童や保護者の様子についての報告
- ・児童の現状を共通理解、目線を合わせた指導の確認
- ・学校全体として実施するいじめの撲滅に向けた取り組みの協議

8 いじめ重大事態発生時の動き





事後対応	<ul style="list-style-type: none">・職員会で、いじめの概要、対応方針、実際の対応等を全職員で共通理解をする。・関係児童に対して、その後の様子の確認や心のケアを行う・当該児童の学級への指導や支援、全校への指導や支援について職員の役割を確認する。・保護者に対して連絡を密にとる。・必要に応じて、引き続き関係機関と連携を図る。
経過観察	<ul style="list-style-type: none">・いじめに係る行為が止んでいるかどうか。・被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうか。の2点について行う。・3か月間、状況を注視し、期間が経過した段階でいじめが解消されているか否かの判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。



町教育委員会へ報告	<ul style="list-style-type: none">・調査結果及びその後の対応方針について説明する。・事後対応の状況を報告する。
------------------	---



いじめ防止対策委員会（生徒指導職員会）	<ul style="list-style-type: none">・その後の当該児童や保護者の様子についての報告・児童の現状を共通理解、目線を合わせた指導の確認・学校全体として実施するいじめの撲滅に向けた取り組みの協議
日原の子どもを育てる会	<ul style="list-style-type: none">・いじめの概要、実際の対応、事後対応を説明・地域として実施するいじめの撲滅に向けた取り組みの協議